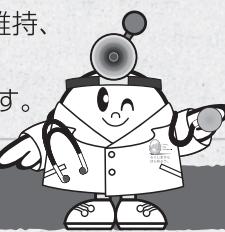


ふくしまの健康を守るために



福島県では、県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とした「県民健康調査」を実施しています。今号では、県民健康調査のうち甲状腺検査についてご紹介します。



▶ 甲状腺検査について

チェルノブイリ原発事故後に明らかになった健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんがあります。これを踏まえ、福島県では子どもたちの健康を長期に見守るため、甲状腺検査を実施しています。

甲状腺検査は先行検査(甲状腺の状態を把握するため実施)と本格検査(先行検査と比較するため実施)の2種類があります。検査では、一次検査で超音波検査を行い、検査の結果BまたはC判定となった場合は二次検査となります(先行・本格検査共通)。二次検査では、より詳細な超音波検査や血液、尿検査など更に詳しく検査します。

実施計画	判定内容	先行検査 平成23年度～25年度		本格検査 平成26年度～27年度		本格検査 平成28年度～	
		検査1回目 終了	対象者は、平成4年4月2日から平成23年4月1日までに生まれた福島県民	検査2回目 実施中	対象者に、平成23年4月2日から平成24年4月1日までに生まれた福島県民を追加	検査3回目以降	20歳までは2年ごと、それ以後は5年ごとに継続して検査を実施
A判定	A1 結節やのう胞が認められなかったもの	154,606	51.5%	63,884	41.6%		
	A2 5.0mm以下の結節や20.0mm以下のう胞	143,576	47.8%	88,570	57.6%*		
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上のう胞	2,293	0.8%	1,223	0.8%		
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0%	0	0.0%		
結果確定数		300,476	—	153,677	—		

先行検査・本格検査 一次検査の結果 (平成27年6月末現在)

判定区分	判定内容	先行検査		本格検査		本格検査はまだ途中ですが、先行検査に比べてA2判定の割合が増えています。これは、本格検査の受診者のうち、のう胞が見られる傾向が高い小学生から中学生の受診の割合が多いためと考えられます。
		人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
A判定	A1 結節やのう胞が認められなかったもの	154,606	51.5%	63,884	41.6%	
	A2 5.0mm以下の結節や20.0mm以下のう胞	143,576	47.8%	88,570	57.6%*	
B判定	5.1mm以上の結節や20.1mm以上のう胞	2,293	0.8%	1,223	0.8%	
C判定	直ちに二次検査を要するもの	1	0.0%	0	0.0%	
結果確定数		300,476	—	153,677	—	

先行検査結果に対する見解(「県民健康調査」検討委員会 甲状腺検査評価部会)

福島県内で子どもの甲状腺がんが見つかっていますが、

被ばくリスクが高いといわれる、年齢の低い方の発症が少ない

浜通り、中通り、会津地方間の甲状腺がんの割合に地域差が見られていない

福島での被ばく線量が高くなることが分かってきた

といった理由から、現段階では、放射線の影響は考えにくいと評価されています。しかし、低線量の放射線の影響をみるために、長期間経過を見守る必要があります。今後も健康管理のために継続して甲状腺検査を受診することが必要です。

参考 福島県外3県における 甲状腺有所見率調査結果

実施期間	平成24年11月～平成25年3月
対象地域	●青森県弘前市 ●山梨県甲府市 ●長崎県長崎市
調査対象者	3～18歳の者 4,365人
調査方法	●福島県が行う県民健康調査と同等の水準の甲状腺超音波検査を対象者に実施。 ●検査結果については、県民健康調査と同様の基準で判定し、調査対象地域における甲状腺のう胞等の頻度を算出。

環境省において、福島県外3県の一定数の方に甲状腺の超音波検査を実施しました。

調査結果	A1	1,853人 (42.5%)
	A2	2,468人 (56.5%)
	B	44人 (1.0%)
	C	0人 (0.0%)

出典:環境省報道発表資料

▶ 「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を開始しました



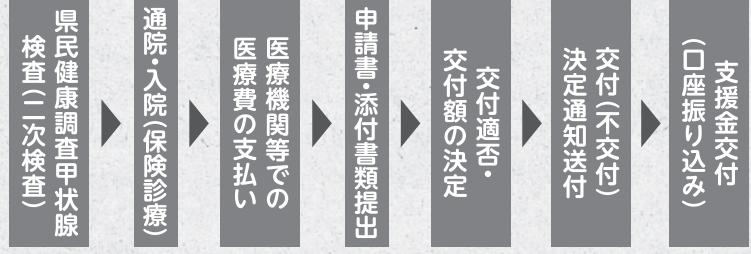
福島県では平成27年7月10日から、「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を実施しています。

甲状腺検査の二次検査後に生じた経済的負担に対して支援を行うとともに、保険診療に係る診療情報を県民健康調査の基礎資料として活用し、県民の皆さまの健康の維持、増進を図ります。

- ① 県民健康調査甲状腺検査を受けている方。
- ② 県民健康調査甲状腺検査の二次検査において、甲状腺しこり等(結節性病変)があり、経過観察や治療を医師から勧められている方。
- ③ 甲状腺検査二次検査実施医療機関またはその医療機関から紹介のあった医療機関に通院・入院している(していた)方。

*他の公的制度(県や市町村が実施する「こどもの医療費助成事業」「生活保護」等)で医療費の全額助成を受けている場合は対象外となります。

■ 支援金の申請から交付までの流れ



※交付まで時間をお時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

問 福島県庁 県民健康調査課 ☎024-521-7958

福島県 県民健康調査課 検索

説明会では多くの方から甲状腺がんに関する不安の声が寄せられます。甲状腺は、一般の方にはあまり知られていない臓器ですし、親御さん方が不安を持たれるのは当然のことだと思います。このことから、説明会ではフェイス・トゥ・フェイスでご説明して、検査の目的や結果の考え方について「納得」していくいただくことが重要だと考えています。不安をゼロにするだけではなく、専門家に話すだけ

で解消できる不安があると思います。不安があるときにはひとりで抱え込まず、ぜひ説明会の機会やコールセンターを利用などの遠慮なくご相談いただければと思います。原発事故によって、福島の子どもたちは「特殊な経験」を余儀なくされていると思います。その上で、子どもたちが、健康へのリスクや甲状腺検査について学び、思定をできるような大人へと成長していくことを期待し、私たちはそれをサポートする役割を担っていると考えています。

福島県が発行する「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内に居住している皆さん、福島県内外に避難されている皆さん、そして被災者・避難者支援に携わる多くの皆さんへ、避難者支援の状況や福島の復興への動きなど「ふくしまの今」が分かる情報を届けます。

故郷とあなたをつなぐ情報紙



発行: 福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4157

※この広報紙は「クウェート救援金」を財源の一部として発行しています。



県民健康調査甲状腺検査対象となっている方へ

避難先で転居された場合は、住民票や避難者情報システム等の届出のほかに、お手数でも福島県立医科大学までお知らせください。

※検査の同意書や甲状腺通信等で既に変更の届出をされている場合は、手続きは不要です。

問 福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター ☎024-549-5130(土日・祝日を除く 9時～17時)

福島県立医科大学のWEBサイトや「甲状腺通信」同封ハガキでも、変更の手続きが可能です。

甲状腺検査 住所等変更 検索



福島県立医科大学

放射線健康管理講座准教授

放射線医学県民健康管理センター

甲状腺検査推進室長

福島県立医科大学の先生にお話を伺いました

みどりかわ さなえ

緑川 早苗先生

県民健康調査 超音波健診車

甲状腺検査における一次検査や心のケア・サポート等を担当。主に保護者の方を対象とした出張説明会に加え、学校での出前授業、避難者交流会における検査についての説明会を実施しています。

甲状腺検査に関するお問い合わせ

問 福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター

☎024-549-5130

(土日・祝日を除く 9時～17時)

✉kenkan@fmu.ac.jp

※お問い合わせやご相談の内容によっては、お返事を差し上げるまでに、数日いただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

